

はじめに

屋外広告物は、都市生活において必要な情報源であり、地域を活気づけるものですが、無秩序に掲出されたり、刺激的な色彩は、周辺環境への配慮を欠き、風致や景観を損なうこととなります。また、屋外広告物は設置や管理が適正に行われないと、安全性の確保に支障が生じる場合があります。

このため、神戸市では、自然景観との調和や街づくりの観点から、屋外広告物条例及び都市景観条例により、広告物を掲出するためのルールを定めています。

「デザイン都市・神戸」、「安心・安全なまち こうべ」の実現にむけ、みなさまのご協力をお願いいたします。

— 目 次 —

はじめに	1
屋外広告物とは	2
許可が必要です	3
広告物を掲出する場合の手順	3
関係法令による手続	4
禁止地域	5
禁止物件・禁止広告物	7
適用除外広告物	8
許可の基準	10
地域の特性に応じた景観形成	13
許可の期間と手数料	14

屋外広告物とは

屋外広告物とは「常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、内容が営利を目的とした広告物とは限りません。

具体的にはこんなものがあります。

- | | |
|------------|------------|
| ■ 地上広告物 | ■ 標識利用広告 |
| ■ 屋上広告物 | ■ 車体利用広告 |
| ■ 壁面広告物 | ■ アドバルーン |
| ■ 突出広告物 | ■ 幕 |
| ■ アーチ利用広告物 | ■ 旗及びのぼり |
| ■ 電柱広告 | ■ 立看板 |
| ■ 街灯柱利用広告物 | ■ はり紙及びはり札 |

※文字で表示されていない絵, 写真等も広告物になります。



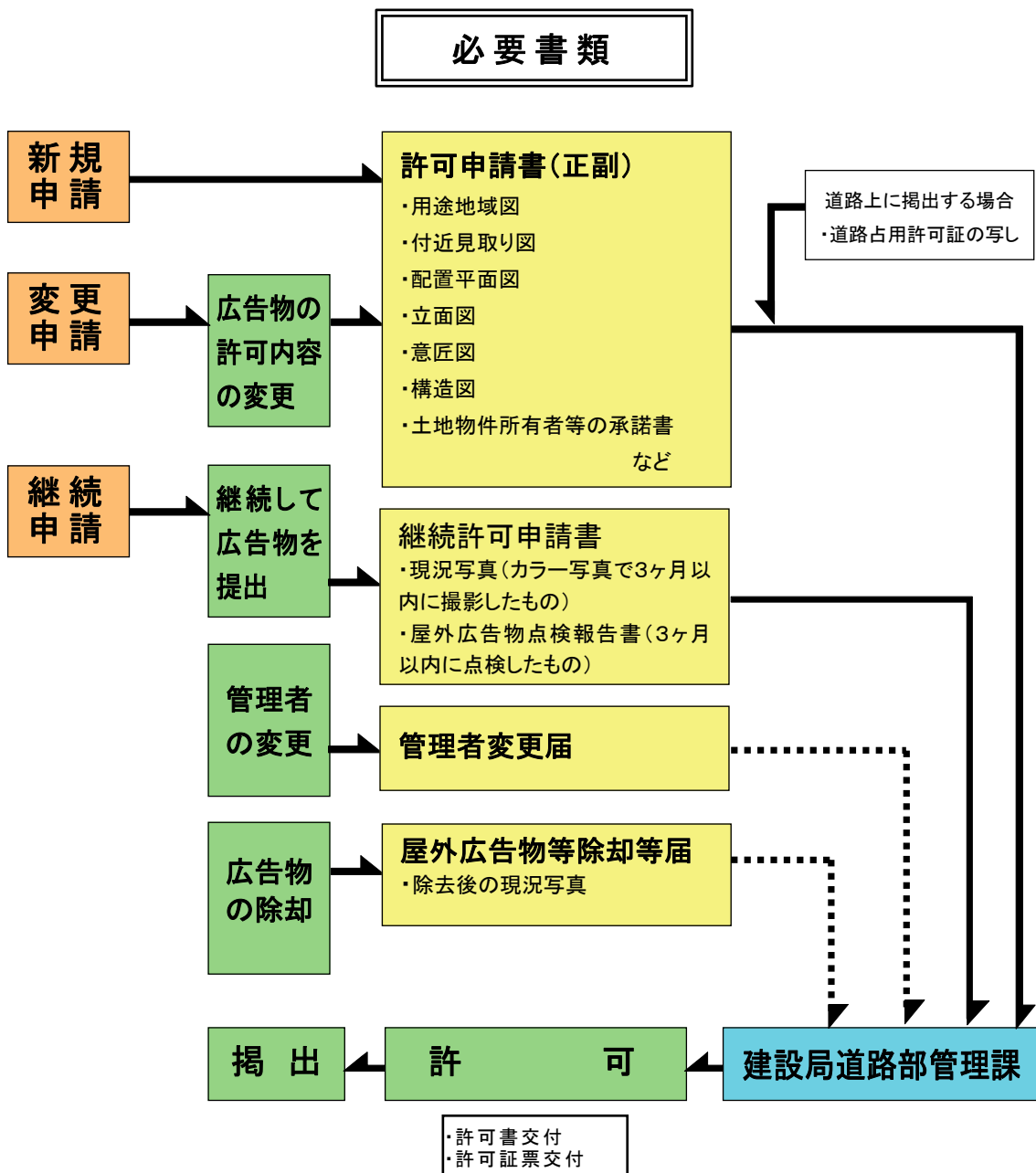
神戸らしい眺望景観 50 選(元町1丁目交差点付近)

広告物を設置するには許可が必要です

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物(P.8 参照)を除いて、屋外広告物許可申請書を提出し、あらかじめ市長の許可が必要です。

いずれも申請手数料(P.14 参照)として神戸市収入証紙を貼付して下さい。

広告物を提出する場合の手順



その他関係法令による手続

事 項	必要な許可等の種類 (根拠法令)	申請書提出先
道路上空へ突出看板を掲出する場合	道路占用許可(道路法)	所管の建設事務所
道路上空へ突出看板を掲出する場合、道路上で工事をする場合	道路使用許可(道路交通法)	所轄警察署
工作物自体の高さが 4m を超える物件を設置する場合	工作物確認(建築基準法)	指定確認検査機関 又は 都市計画総局建築指導部 建築安全課 事前届出書及び市への確認申請の場合の受付は、 都市計画総局計画部 計画課
都市景観形成地域に設置する場合	届出(都市景観条例)	都市計画総局計画部 まちのデザイン室
景観形成指定建築物等届出地域 高さが 4m を越えるもの(工作物含む) 広告物等の表示面積の合計が 20 m ² 以上		
景観計画区域に設置する場合	景観計画区域における屋外 広告物の事前協議書	
設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の届出 (消防法)	所轄消防署
アドバルーンを掲出する場合 (水素ガス使用の場合のみ)	水素ガスを充てんする気球 の設置届(消防法)	

禁止地域等

都市のよりよい景観を維持するために必要な地域や場所は禁止地域に指定されており、この地域には適用除外に該当するものを除いて、広告物を設置することができません。

1.用途地域(都市計画法)

第1種低層住居専用地域

第2種低層住居専用地域

2.風致地区(都市計画法)

雄岡山雌岡山地区

六甲山地区

3.文化財

重要文化財周辺地域(文化財保護法)

重要有形民族文化財周辺地域(文化財保護法)

史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)

特別史跡名勝天然記念物地域(文化財保護法)

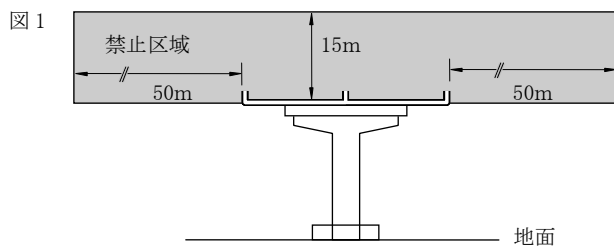
指定有形文化財周辺地域(兵庫県文化財保護条例)

指定史跡名勝天然記念物周辺地域(兵庫県文化財保護条例)

4.道路及び鉄道に接続する地域

定める範囲の名称	定める範囲	
	区 域	商工系地域の特例
阪神高速3号線神戸線 接続区域 (県道高速神戸西宮線)	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ50m の距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域 ウ. 当該道路面から15m 上方にある水平面より下方の区域 (P.6 の図.1 参照)	

第2神明道路接続区域 (一般国道2号)	ア. 当該道路の両端から道路の外側に向かってそれぞれ100m の距離内にある区域 イ. 当該道路と同じ高さの水平面より上方の区域	都市計画法第2章の規定により定められた準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域, 工業専用地域を除く
第2神明道路北線接続区域 (一般国道2号)		
高速自動車国道中国縦貫自動車道接続区域	ア. 当該道路の両端から外側に向かってそれぞれ200m の距離内にある区域 イ. 当該道路面と同じ高さの水平面より上方の区域	
高速自動車国道山陽自動車道接続区域		
神戸淡路鳴門自動車道接続区域 (一般国道28号)		
県道高速北神戸線接続区域		
市道高速道路北神戸線接続区域		
市道高速道路湾岸接続区域		
六甲北有料道路接続区域 (県道三田唐櫃線)		
山麓バイパス接続区域 (市道布引鶴線)		
県道高速湾岸線接続区域		
阪急電鉄神戸線接続区域	当該区間に接続する地域(駅前に接続する地域を除く。)で当該鉄道の線路用地の北側にある区域	



5. 都市公園(都市公園法)

ただし, 神戸総合運動公園, 御崎公園は除く

6. 湖沼・蘆原湖周辺地域

7. 駅前広場 JR 山陽新幹線新神戸駅前広場

JR 東海道本線神戸駅前広場

8. その他 明石海峡大橋周辺地域

※規制の内容等詳しくは, 条例集をご参照下さい。

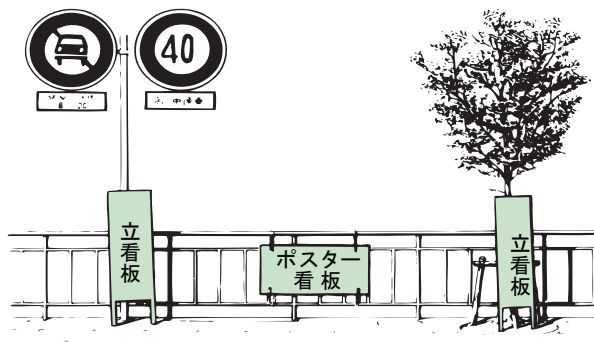
禁止物件

1 次のような物件には広告物は掲出できません。

- (1) 橋梁, トンネル, 高架構造物及び分離帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例により指定された市民の木
- (4) 信号機, 道路標識, 歩道の柵, 騎留め, 里程標
- (5) 消火栓, 火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔, 送受信塔, 照明塔及び路上変電塔
- (8) 銅像, 神仏像, 記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道の上屋

2 次のような物件にはり紙・はり札・広告旗・立看板等を掲出することできません。

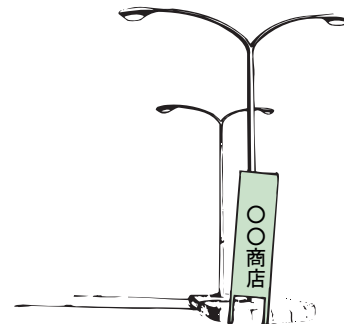
- (1) 電柱及び街灯柱
- (2) バス停留所の上屋(支柱や壁も含みます)
- (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- (4) 消火栓の標識(その支柱も含みます)



道路標識

歩道柵

街路樹



街灯柱

禁止広告物

次のような広告物は掲出できません。

- (1) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (2) 信号機若しくは道路標識に類似し又はその効用を妨げるおそれのあるもの
- (3) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの
- (4) 著しく汚染し, 退色し, 又は塗料の剥離した広告物等
- (5) 著しく破損し, 又は老朽化した広告物等

適用除外広告物

1

次の広告物については許可、禁止地域及び禁止物件の適用が除外されます。

- (1) 法令の規定により掲出するもの
- (2) 国や地方公共団体が公共的な目的で掲出するもの
- (3) 公職選挙法によるポスター等の広告物
- (4) 所有者等が管理上禁止物件に表示するもの
- (5) 公益上必要な施設や物件に寄贈者名を表示するもの
 - ☞ 表示面積が 0.2 m²以内のもの

2

次の広告物については許可、禁止地域の適用が除外されます。

- (1) 自己の営業等又は管理上の必要性により表示物を、自己の事業所に設置するもの(自家用広告物)
 - ☞ 禁止地域及び広告物等景観保全地区の場合は表示面積の合計が 7 m²以内のもの。その他の地域は表示面積の合計が 10 m²以内のもの
- (2) 工事現場の板塀等仮囲いに表示する広告物
 - ☞ 絵画、写真等で表示し営利を目的とする宣伝はできません。ネオン管その他の照明を使用することもできません
- (3) 冠婚葬祭、祭礼等の一時的に掲出するもの
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等の会場の敷地内に掲出するもの
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物(車体利用広告)
 - ☞ 表示面積が 2 m²以内のもの
- (6) 自動車であって、使用の本拠の位置が神戸市域外であり、その使用の本拠の位置の地方公共団体の屋外広告物条例の規定に基づいて掲出されている広告物。
- (7) 人、動物、車両(電車・自動車を除く)、船舶等に掲出するもの
- (8) 地方公共団体が設置する掲示板(みんなの掲示板)に表示する広告物
- (9) 営利を目的としないはり紙、はり札、立看板で規則で定める広告物
 - ☞ ・表示期間／20 日以内
 - ・提出者の氏名・連絡先を表示
 - ・大きさ／

はり紙・はり札	縦 0.8m 表示面積 0.25 m ²
立看板	縦 1.8m 横 0.5m
- (10) 公益上やむを得ないもので規則で定めるもの

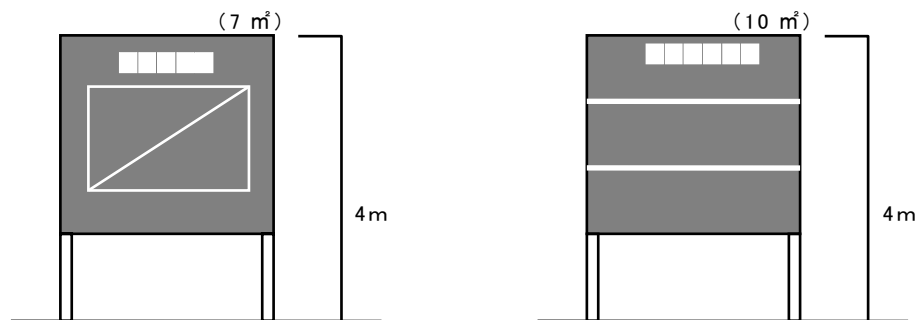
3

次の広告物は禁止地域の適用が除外されますが許可が必要です

(1) 案内図板その他公共的な目的を有する広告物又は、公衆の利便に供する広告物

- ☞ 案内図板等は、公衆が利用する施設への案内・誘導等のために設置するもの。
- ・ 設置箇所は禁止地域内では5箇所までとする。
- ・ 1箇所の表示面積は7㎡以内であること。ただし、複数の施設を表示する場合（集合看板）は10㎡以内とする。
- ・ 案内図板等の高さは4m以下とする。
- ・ 表示内容は、当該施設の名称、設置場所から施設までの距離・方向を示す記号、案内・誘導に必要な事項しか表示できません。

(例)



(2) 電車又は自動車に表示する広告物(車体利用広告)で、表示面積が2㎡を超えるもの。

許可の基準

広告物の規格及び許可の基準については、地域の特性に応じて次のとおり住居系地域・商工系地域に区分して定めています。

- 住居系地域 第1・2種中高層住居専用地域, 第1・2種住居地域
市街化調整区域, (第1・2種低層住居専用地域)
- 商工系地域 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域, 工業地域
工業専用地域

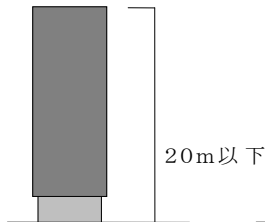
1 全ての広告物

- (1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。
- (2) 夜間、公衆に表示することを目的とする広告物又は、夜間、公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の屋間の美観を損なわないよう注意すること。
- (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにならないこと。
- (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。
- (5) 広告物の表示又は、広告物を掲出する物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。
- (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。
- (7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。
- (8) 広告物等は、景観法に規定する景観計画に即したものとすること。
- (9) 神戸市都市景観条例に規定する都市景観形成地域において、景観形成基準が定められた場合には、広告物等を当該基準に即したものとするように努めること。

2 自家用地上広告物

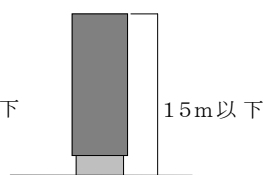
■商工系地域

(40㎡以内)



■住居系地域

(20㎡以内)

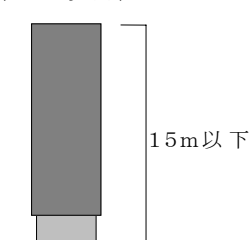


	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	15m以下
表示面積	40㎡以内(-面)	20㎡以内(-面)

3 地上広告物

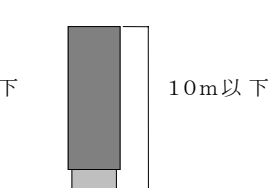
■商工系地域

(30㎡以内)



■住居系地域

(10㎡以内)

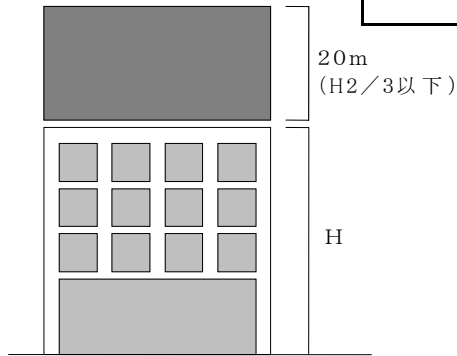


	商工系地域	住居系地域
高さ	15m以下	10m以下
表示面積	30㎡以内(-面)	10㎡以内(-面)

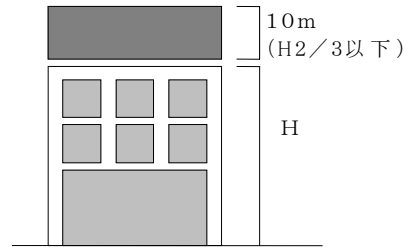
4 屋上広告物

	商工系地域	住居系地域
高さ	20m以下	10m以下
	建物の高さの3分の2以下	
表示面積	建物の同一側壁面積の2分の1以下(一面)	
広告物の脚部等は露出させないこと		

■商工系地域

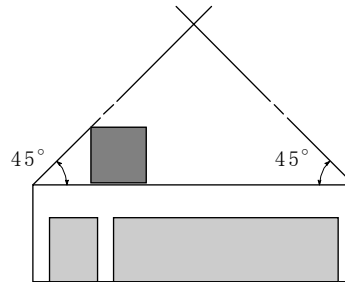
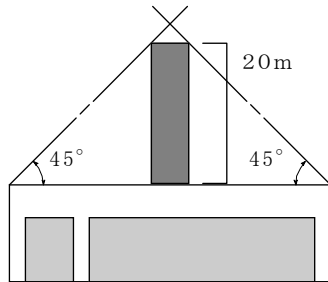


■住居系地域



■屋上広告物の特例

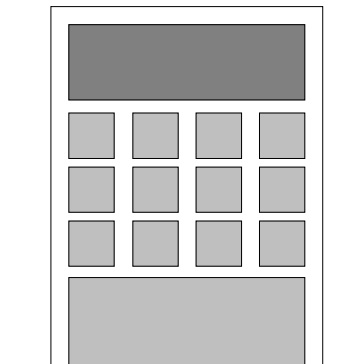
(屋上面積が1,500㎡を越える建築物の場合)



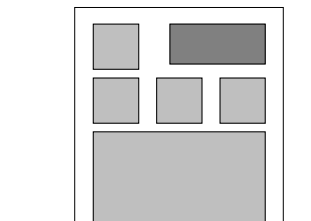
5 壁面広告物

	商工系地域	住居系地域
表示面積	70㎡以内(一個)	30㎡以内(一個)
	同一側壁面積の3分の1以下(広告物の合計)	
<ul style="list-style-type: none"> ・同一壁面に同一表示をしないこと。ただし、広告物間の距離が30m以上あるものを除く。 ・壁面からはみ出さないこと 		

■商工系地域 (70㎡)



■住居系地域 (30㎡)

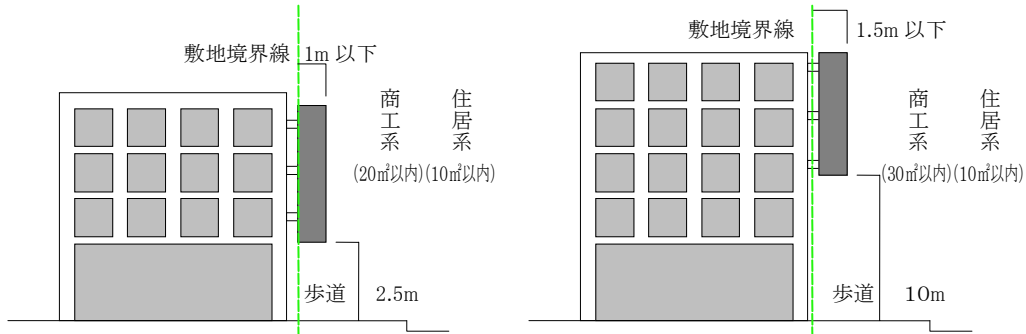


6 突出広告物

建物より突出幅は2m以下でなければなりません。

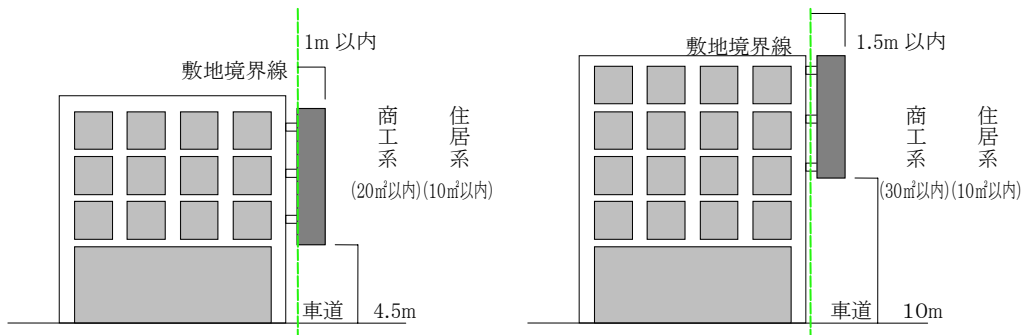
■歩道上に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
2.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



■歩車道の区別のない道路に突出するもの

広告物の下端が地上より	敷地境界線より	1面の表示面積	
		商工系地域	住居系地域
4.5m以上	1m以下	20㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)
10m以上	1.5m以下	30㎡以内(1面)	10㎡以内(1面)



7 車体利用広告

■自動車 車体の表面積(底面を除く)の2/3以下

■電車等 車体の表面積(底面を除く)の1/3以下

8 その他の広告物

※ 条例集参照

地域の特性に応じた景観形成

1 広告物等景観保全地区

景観要素の構成や、各地域の状況を考慮し、神戸市ではく緑と、心のふれあいと、生きがいのまち 神戸の創造を目指すと同時に、都市景観形成のため、「神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくる」ことは都市景観形成に非常に重要です。

このため、屋外広告物は、その機能上、公的空間の中でよく目立つ位置に設置されるため、地域の特性に応じた広告物に対する景観誘導の地域別展開を図り、「広告物等景観保全地区」としてきめ細かく定めた地区ごとの計画を作成します。

2 広告物等活用地区

本市の区域のうち活力のある町並みを維持する上で広告物等が重要な役割を果たしていると認められる区域を広告物等活用地区として指定します。



3 広告物等協定地区

市民の方々が主体となって地域の優れた景観形成を推進するための制度が、広告物協定制度です。

土地の所有者、地域団体が一定の地域においてその区域内の広告物に関して協定を締結し景観の整備・保全を図ります。



許可の期間と手数料

広告物の種類		許可期間	単位	金額
屋上広告物, 地上広告物, 壁面広告物, 突出広告物, アーチ利用広告物		3年以内	1個につき, 5㎡ごとに	1,000円
電柱広告, 街灯柱利用広告物, 標識利用広告, その他これに類するもの		1年以内	1個	300円 ※1
はり札	0.1㎡以内のもの	2ヶ月以内	100枚ごと	400円
	0.1㎡を超えるもの		100枚ごと	800円
立看板, アドバルーン, 幕類		2ヶ月以内	1個	300円 ※1
はり紙		1ヶ月以内	100枚ごと	200円
車体利用広告 (電車, 自動車等)		1年以内	1台(両)に つき	300円 ※2
その他のもの		1年以内	1個	300円 ※1

※1 平成22年7月1日より400円に改定する。

※2 平成22年7月1日より1台(両)につき5㎡ごとに400円とし、2000円を上限とする。

屋外広告業を営む方々へ（屋外広告業の登録）

- (1) 屋外広告業を営むには、市長の登録を受けるか、兵庫県知事の登録を受けて神戸市に対して特例屋外広告業の届け出を行う必要があります。
- (2) 屋外広告業を営むには営業所毎に業務主任者(屋外広告物講習会修了者等)を置かなければなりません。
- (3) 屋外広告士及び職業訓練指導員免許(広告美術及びデザイン)及び技能検定(広告美術仕上げ)合格者は講習会修了者とみなします。
- (4) 年1回は屋外広告物講習会が近畿地方各縣市合同で開催されています。